

## 嘉麻市学校給食管理運営に関する規則を改正する規則（内容）

令和7年1月に嘉麻市学校給食運営審議会に対し、学校給食費について諮詢し、賄材料費及び保護者負担額、並びに教職員給食費の月割り回数について改定することが妥当であるとの答申をいただきました。

つきましては、下記のとおり給食費を改定することといたしました。

		現在			変更後			影響額
		月額	月割回数	年額	月額	月割回数	年額	
小学校・義務教育学校 前期課程	児童	3,640円	11回	40,040円	4,490円	11回	49,390円	月額850円（年額9,350円）値上げ
	教職員	3,950円	12回	47,400円	5,350円	11回	58,850円	月額1,400円（年額11,450円）値上げ
中学校・義務教育学校 後期課程	生徒	4,540円	11回	49,940円	5,520円	11回	60,720円	月額980円（年額10,780円）値上げ
	教職員	4,750円	12回	57,000円	6,390円	11回	70,290円	月額1,640円（年額13,290円）値上げ

### 【今回改定をする理由】

近年の物価高騰により、児童・生徒に必要な栄養素を確保するための十分な質や量を維持することが困難になったため。

### 【施行の時期】

令和8年4月1日